

「小型移動式クレーン運転技能講習」開催のご案内

陸災防 東京都支部会
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8
(東京都トラック総合会館1階)
TEL 3355-2277 FAX 3355-0370
東京労働局長登録教習機関安第203号

1. 講習の趣旨

事業者は、小型移動式クレーン（つり上げ荷重1トン以上5トン未満）の運転業務については、都道府県労働局長登録教習機関が行う技能講習を修了した者、その他厚生労働省で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはなりません。（労働安全衛生法第61条関係）

当会は、東京労働局長登録教習機関として、小型移動式クレーン運転技能講習を実施しますのでご案内いたします。

2. 受講資格 満18才以上の者

3. 講習日時 ※別紙日程表を参照ください。

- (1) 学科（2日間）＝第1日目 午前9時から午後5時
＝第2日目 午前9時から午後4時
(2) 実技（1日間）＝第3日目 午前8時30分から午後4時30分

4. 講習場所

- (1) 学科＝東ト協 葛西物流施設
東京都江戸川区臨海町3-1-1 TEL 03-5674-3557
(2) 実技＝東ト協 葛西物流施設
東京都江戸川区臨海町3-1-1 TEL 03-5674-3557

5. 申込み方法

申込みは次の(1)から(3)のいずれかの方法により、受講申込書でお申込みください。

- (1) 受講申込書、受講料及びテキスト代を当支部会に直接持参のうえ申込み。
(2) 現金書留で、受講申込書、受講料及びテキスト代を郵送する。
(3) 受講申込書を郵送し、受講料及びテキスト代を
「みずほ銀行四谷支店 普通預金口座番号1306121陸災防東京都支部」あて振り込む。

6. 申込締切日 講習初日の3日前

7. 講習内容

区分	科目・講習時間
学 科	イ 小型移動式クレーンに関する知識 6H
	ロ 小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識 3H
	ハ 小型移動式クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 3H（玉掛修了者免除）
	ニ 関係法令 1H
実 技	ホ 小型移動式クレーンの運転 6H
	ヘ 小型移動式クレーンの運転のための合図 1H（玉掛修了者免除）

8. 受講料及びテキスト代（税込）

合計 33,300円 = 受講料32,000円 + テキスト代1,300円
玉掛修了者 31,300円 = 受講料30,000円 + テキスト代1,300円

9. 修了証の交付

講習修了者には、法定の「小型移動式クレーン運転技能講習修了証」を交付いたします。

10. 受講の取り消しについて

受講日3日前までに受講の取り消しの変更がない場合は、受講料及びテキスト代を返却いたしません。また、講習の変更については、講習日3日前までに連絡して下さい。それ以降の変更は、1,000円の手数料が必要となります。